

東京大学大学院工学系研究科附属マシニング・トランスフォーメーション研究センター規則

(令和8年2月12日 制定)

(設置)

第1条 東京大学大学院工学系研究科（以下「工学系研究科」という。）にマシニング・トランスフォーメーション研究センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、工学系研究科附属教育研究施設として、学際的構成により、機械工学、精密工学、制御工学及び数理科学等を横断する研究を展開し、学術的知見の創出と社会実装を一体的に進める「学術と実装の融合」を推進することで、製造業の革新を実現する。

(センター長)

第3条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、工学系研究科の専任教授のうちから研究科長が推薦し、工学系研究科教授会の議を経て、決定する。

3 センター長は、センターの管理及び運営を総括する。

4 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 センター長に事故があるときは、センター長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(運営委員会)

第4条 センターに、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、センターの運営に関する重要事項を審議する。

3 運営委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

4 委員長は、センター長をもって充てる。

5 委員は、次の各号に掲げる者に研究科長が委嘱する。

(1) 副研究科長 1名

(2) センター専任の教授または准教授

(3) 工学系研究科内の関連する専攻等の教授または准教授 若干名

(4) 学内の専任の教授または准教授 若干名

(5) その他センター長が必要と認めた本学教職員 若干名

6 前項第3号から第5号までの委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務)

第5条 センターの事務の処理については、別に定める。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営その他の必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。